

【令和4年度以前の入学生】

【生徒心得】

本校の教育目標のもとに、社会の一員として、豊かな人間性を育み、常に自主的、自律的な態度をもって、自己の向上に努め、明るく健全な学校生活を送るための基準を示す。

1 校内外の生活について

市高生としての自覚をもち、良識ある言動を心掛けること。

- (1) 交友は、互いに人格を尊重すること。
- (2) 言葉遣い、態度は品位を保ち、常に挨拶することを心掛けること。
- (3) 校内の環境美化に努め、学校の備品や施設は大切に利用すること。
- (4) 所持品は、各自が責任をもって保管すること。
- (5) 登校後は、下校時まで無断で校外に出ないこと。
- (6) 通信機器等の使用については、必要最小限にとどめ、モラルと責任をもって利用すること。
- (7) 飲酒、喫煙、暴力等、法律で禁じられている行為は、絶対にしないこと。
- (8) 18歳未満立入禁止の場所等には立ち入らないこと。

2 服装・頭髪について

本校の規定に従い、端正、清潔な身だしなみを心掛けること。

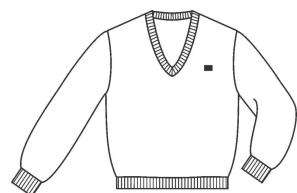
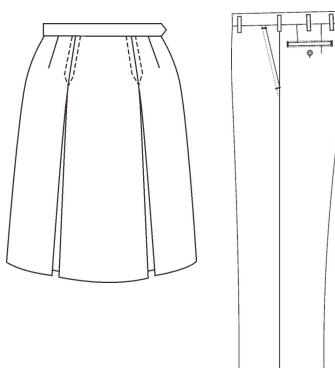
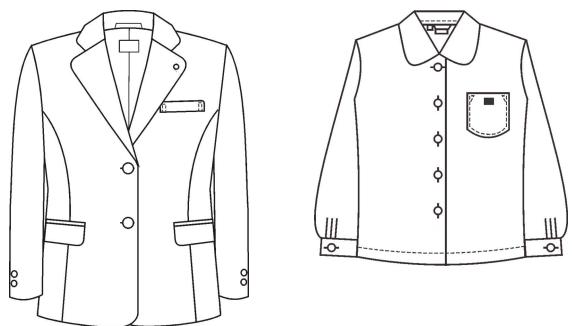
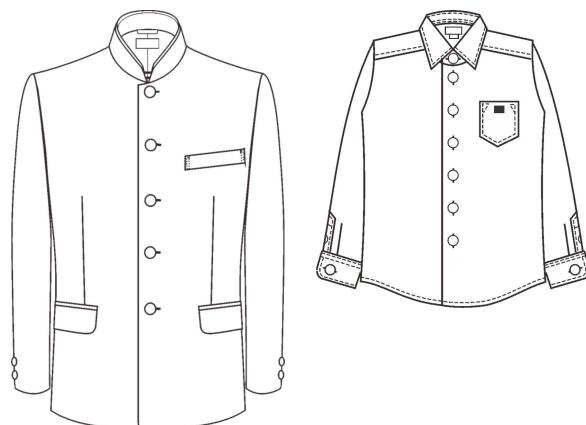
【服装・頭髪規定】

1 本校の制服について

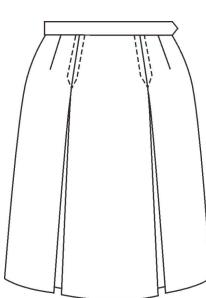
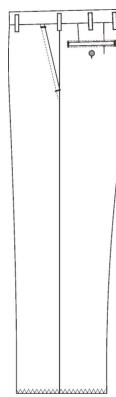
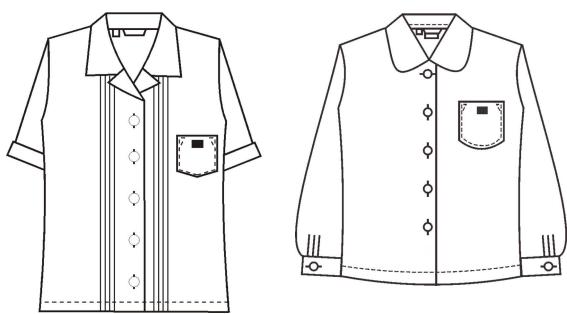
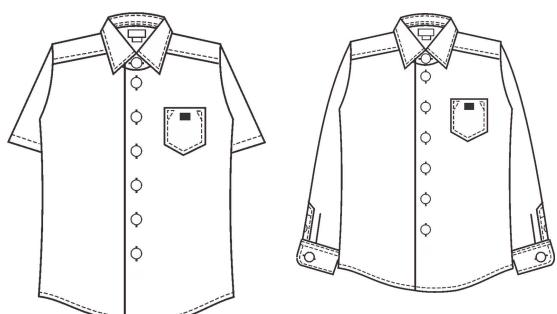
- (1) 冬服は10月中旬頃から5月下旬頃まで、夏服は5月下旬頃から10月中旬頃までとする。また、4月下旬から6月中旬まで、および、9月下旬から11月中旬までを原則更衣移行期間とする。ただし、式典等の公式の場では、夏服または冬服を着用すること。
- (2) 制服は、本校指定の標準学生服とする（制服略図参照）。
- (3) 靴は華美でないものとする。
- (4) ソックスは華美でないものとする。
- (5) セーターは校指定のものとする。
- (6) 防寒着（ジャンパー含む）は、華美でないものとする。
- (7) ストッキング、タイツはベージュまたは黒とする。
- (8) スカート丈については「膝が隠れる長さ」とする（販売店で購入する際には規定のものを購入すること）。

(本校指定制服略図)

[冬服]



[夏服]



2 頭髪等について

- (1) 清潔で気品のあるものとし、パーマ、染色、脱色等の加工は認めない。
- (2) 髮留め等を使用する場合は、華美でないこと。
- (3) 化粧やピアス・指輪・ネックレス等の装身具、有色リップクリームの使用は認めない。